

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月18日

京都市長 松井孝治

京都市規則第16号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改める。

附則第16項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)